

印西市テニス連盟規約附則

この連盟規約付則は「印西市テニス連盟規約」を補足するものとする。

附則1

会長の氏名、住所及び連絡先

氏名 齊藤 輝一
住所 〒270-1326 印西市木下 1341-1
連絡先 ☎0476-42-5258

附則2

連盟への加盟登録方法及び役割

1) 連盟への加盟登録方法

① 団体

連盟への加盟登録方法は、原則、毎年3月31日までに指定の申し込み方法にて団体加盟登録を行なう。ただし、年度途中で加盟登録申し込みがあった場合は、会長及び副会長の承諾をもって、これを認めることができるものとする。

② 個人（加盟登録団体所属者）＝団体会員

連盟への加盟登録方法は、①の団体加盟登録時に当該団体所属者として個人加盟登録を行う。また、年度途中で既登録団体に所属し個人加盟登録を行う場合は、会長及び副会長の承諾をもって、これを認めることができるものとする。

③ 個人（加盟登録団体未所属者）＝個人会員

連盟への加盟登録方法は、原則、毎年3月31日までに指定の申し込み方法にて個人加盟登録を行なう。ただし、年度途中で加盟登録申し込みがあった場合は、会長及び副会長の承諾をもって、これを認めることができるものとする。

なお、各大会の参加資格を満たし、個人連盟登録を行わず各大会に参加する場合には、当該者の連盟加盟登録は行わない。

2) 加盟登録会員の役割及び義務

団体加盟登録会員は総会で決定した役員の業務を行う。

個人加盟登録会員は会長から指示された業務を行う。

附則3

各連盟役員及び委員の選出方法並びに人数等

1) 会長、副会長等の各役員及び委員は総会にて選出する。

2) 総務委員長、競技委員長及び会計委員長は、原則1年単位の持ち回りとする。なお、留任は可とする。ただし、会計委員長（会計委員含む）の任期は2年を限度とする。

3) 各委員長のほか次の委員を置く。

① 総務委員・・・2名（総務委員長から指示を受け議事録作成・名簿作成等を担当）

② 会計委員・・・1名（会計委員長から指示を受け会費等の集金を行う）

- ③ 競技副委員長・1名（各大会の行事保険の事務処理及び競技委員長の補佐）
- ④ 大会・イベント委員・・・必要数（各大会・イベントの運営、支援等を担当）
- ⑤ HP担当委員・1名（印西市テニス連盟HPの管理を担当）
- ⑥ 会計監査・・・2名（連盟会費・大会参加費の監査を行う）
- ⑦ 千葉県テニス協会・郡市民大会担当委員・・・1名（左記協会等の連絡などを担当）

4) 選出方法

選出方法は立候補者が有る場合は、総会にて承認し決定する。立候補者が無い場合は、原則、各役員及び委員を各団体の抽選とし決定しその中から1名委員長を選出する。なお、一度委員長を担当した団体は全ての団体が一巡するまで委員長の抽選から除く。

上記委員で、原則①～④は各団体から立候補又は抽選で選出し、⑤～⑦は担当業務の内容から各団体からの抽選では選出せず、総会にて立候補又は推薦等により選出する。なお、原則各団体は各委員長及び①～④の委員等を必ず担当するものとする。

①～④を抽選により決定する場合は、「優先順位抽選方式」（抽選により優先順位を定め、その順番に従って担当を選ぶ方式）による。

5) 役員の任期は、4月1日～3月31日とする。

附則4

連盟会費及び大会参加費の用途

- 1) 連盟会費として、団体会員及び個人会員とも印西市在住者並びに印西市在勤者は500円/年、市外在住者は1,000円/年を徴収する。ただし、高校生以下はすべて無料とする。
- 2) 市スポーツ協会から毎年、市民に対する運営費、大会費として助成金が支給される。その中から当連盟は一定の額を負担金として市スポーツ協会へ提出する。このうち運営費の用途は限定しない。
大会費は春季大会、秋季大会（団体戦・ミックス大会）に限り使用し、テニス教室、オープン大会には使用しない。
なお、市への報告書にはこの点を留意して報告する。（市スポーツ協会よりの補填とかテニス連盟よりの補填と記入）
- 3) 大会参加費はコート代・ボール代・賞品・保険料・役員手当・大会事務費等に使用する。
各種大会役員弁当代・・・1団体1日あたり3,000円
なお、原則賞品代は大会参加費（補助含まず）の内、必要経費を除いた全てを充当する。
- 4) 連盟会費は連盟運営事務費・連盟行事日当・連盟役員事務費等に使用する。

① 連盟行事役員への日当

- ・ 拘束時間によって日当を支払う → 500円/1時間
ただし、テニス教室公認指導員の指導料は1,000円/1時間とする。
- | | | |
|----------|-------|---------------------------|
| スポーツフェスタ | (8時間) | 4,000円 |
| | | <u>(半日の場合：6時間 3,000円)</u> |

テニス教室公認指導員及びそれに準ずる者（2時間）

1,000円+2,000円（指導料）

注）準ずる者とは、「テニス指導の経験及び実績を十分有する者」とする。

テニス教室	その他（2時間）	1,000円
郡市民大会活動	（8時間）	4,000円

② 連盟役員事務費

会長	20,000円
副会長	10,000円
各委員長（アドバイザー含む）	10,000円
副委員長	5,000円
総務委員・会計委員	3,000円
監査委員	1,000円
HP担当委員	20,000円
千葉県テニス協会等担当委員	5,000円

5) 公式テニス指導員講習会（初回）費用の補助に使用する。

テニスの普及活動の一環として、公式テニス指導員講習会費用（テキスト代込み、約18,000円程度）の内、初回の方で会長が適任と判断した者かつ講習に合格した者に対して、10,000円を補助する。なお、年間の補助総額は5人50,000円を限度とする。

また、受講者は事前に会長に講習会に参加する旨を伝え、かつ講習に合格した旨の書類を会長に提出したことをもって、補助を受けられるものとする。

附則5

各種大会詳細

1) 大会等参加資格及び大会等参加費

別表による。

2) 試合可能ドロー数及び表彰者数

Sは8ドロー以上、Dは4ドロー以上の場合、試合は成立する。

表彰者数は4ドロー：1、8ドロー：2を標準とする。

3) 個人戦のドロー数等

参加ドロー数によって変更あり。

シード順は前々年及び前年（2年間）のポイント数により決定する。同ポイントの時は前年のポイントを重視する。（実績のある人を考慮する事はしない）

シードポイント

順位	1位	2位	ベスト4	ベスト8	ベスト16
ポイント	64	32	24	16	8

4) 団体戦の方法

(チーム数)

1部：4チーム

2部：4チーム

3部：2ブロックで1ブロック4チーム 計8チーム

4部：原則、4ブロックで1ブロック4チーム 計16チーム

(入替え方式)

次年度は 1部：4位は2部へ降格

2部：1位は1部へ昇格、3・4位は3部へ降格

3部：各ブロック1位は2部へ昇格、各ブロック3・4位は4部へ降格

4部：各ブロック1位は3部に昇格

(チーム編成)

男子D：2、女子D：1、ミックスD：2 の計5

(ミックスDのNo. 2は、女子D又は合計年齢120歳以上の男子Dに変更可)